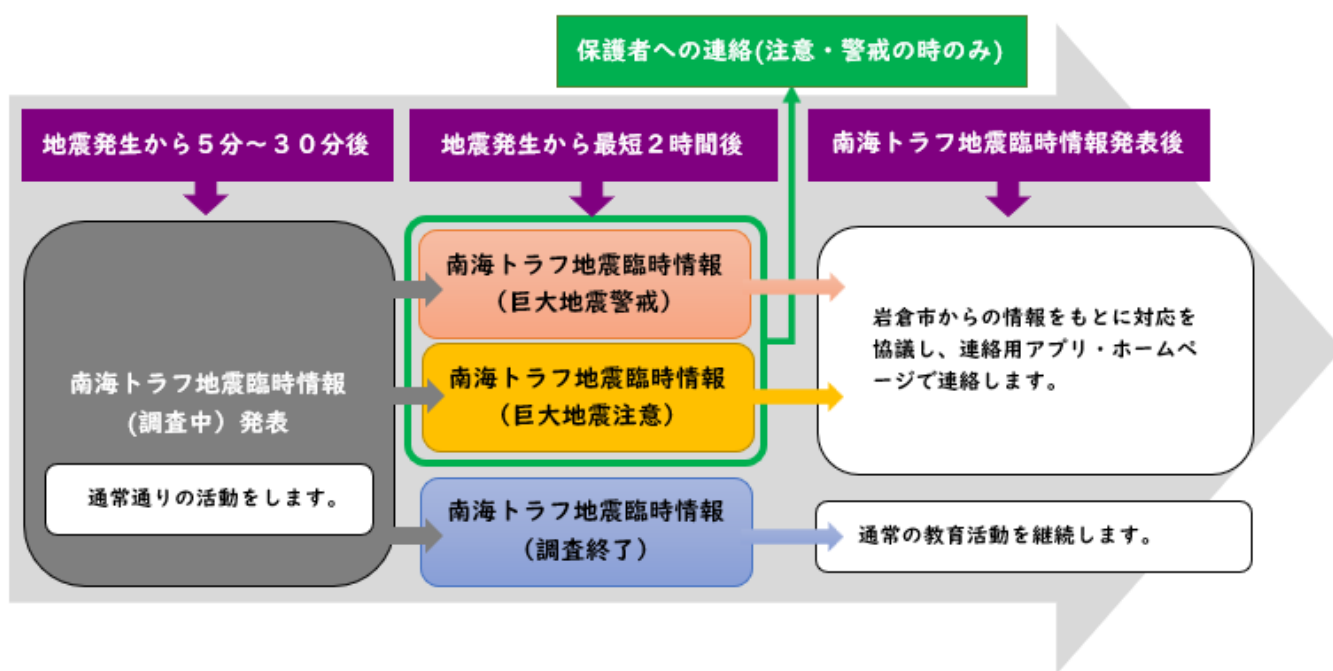


【岩倉市に震度5弱以上の地震が起きた場合について】

在校中に発生した場合	① ただちに活動を中止し、生徒の安全を確保します。 ② 被災状況が確認されるまで、学校で待機します。 ③ 下校が困難な場合、保護者への連絡が不能な場合は、引き渡し下校とします。
在宅中に発生した場合	① 登校を見合わせ、自宅内の安全な場所や自宅周辺の安全な場所、または、指定緊急避難場所に避難します。

【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合について】

※南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測した場合



<気象庁から発表される臨時情報のキーワードについて>※気象庁HP参照

キーワード	各キーワードの概要
調査中	・ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ・ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲での M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ・ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	・ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合